

南あわじ市男女共同参画計画策定委員会の運営について

1. 委員会の設置目的

男女共同参画社会の実現に向け、平成 20 年度に策定した「南あわじ市男女共同参画計画」が、平成 30 年 3 月に目標年次を迎えます。そのため、新たに「第 2 次南あわじ市男女共同参画計画」を策定するにあたり、民間有識者の方々からご意見やご提言をいただくため設置します。

2. 委員会の所掌事務（策定委員会条例第 2 条に規定）

計画の策定及び推進に関する事項を調査審議し、市長に提言するものとしています。

3. 会議録

会議録については、会議の要点等を記載した議事要旨を事務局において調製します。一言一句を記載した議事録とは異なるため、発言者の氏名は記載しません。

4. 情報の公開

(1) 委員会について

委員会については、原則公開とします。そのため、別紙のとおり「男女共同参画計画策定委員会傍聴規程」を制定します。

(2) 審議結果について

審議の結果、提出をお願いする「提言」、その他委員会における検討内容等については、市議会議員、南あわじ市広報紙、南あわじ市ホームページ、報道各社等に対し、情報提供するとともに公開します。

5. 委員の発言等[男女共同参画計画策定委員会における協議ルール]

委員による自由な発言を最大限尊重するため、次の項目を「男女共同参画計画策定委員会における協議ルール」とします。

- ① 一人ひとりの発言を保障し、自分の主張を押し付けない。
(他の委員の意見を聴き、発言をさえぎらない)
- ② 特定の個人や団体の批判はしない。
- ③ 地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないなど、立場を超えて発言する。(委員の見解は所属団体の公式見解とは考えません。また、沈黙は同意を意味します。)
- ④ いろいろな視点の意見がでるよう、時間をみんなで有効に使う。
- ⑤ わかりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルを守るよう心がける。
- ⑥ 合意形成に向け、創造的な話し合いをする。